

とうにうん

第 102 号 2021 年 6 月 16 日
J R 東海 労 東 二 運 分 会
責 任 者 齊 藤 厚 志
編 集 教 宣 部

年休裁判は今こうなっている 2 2

会社は年休を取得できるように配慮する義務がある！

毎月 20 日までに翌月の年休希望日の申込みをするという制度をもうけ、社員に従わせている。

- ・ 指定日(希望日)の 5 日前にならなければ年休取得の可否すら知ることができない。
- ・ 2 暦日勤務の 2 日目の時季指定に対して、一律に認めない。
- ・ 年休順位制度により、一定の順位でなければ一律に年休を認めない。
- ・ 時季指定をした日を公休・特休指定し、この日に休日出勤を命じている。

いずれも、労働者の時季指定に対し、勤務調整などの「配慮」を予め放棄し、まったくしようとしていないのであり、年次有給休暇という法が保障する労働者の権利を無視するものである。

会社は、年休権の法意を逸脱し、このような運用をするにはやむを得ない事情があると主張するが、ただ単に、「東海道新幹線の運用の重要性、複雑性」を繰り返すのみである。年休権制度の趣旨・法的な根拠を具体的に示すべきである。

JR 東日本・JR 西日本に調査囑託の結果

◎乗務員の勤務の確定方法、時期、乗務員への周知の方法

- ・ 東海は、勤務日 5 日前に、職場の備え付けの日別勤務指定表の発表による。
- ・ 東日本は、前月 25 日までに、翌月の勤務指定を、勤務指定表により行う。
- ・ 西日本は、前月 25 日までに、勤務指定表の掲出又は配布により、翌月分の勤務・休日等を指定する。

◎勤務で「仮の指定」という制度はあるか。

- ・ 東海は、前月 20 日までの勤務指定は、「仮の指定」である。
- ・ 東日本は、「仮の指定」という意味を図りかねる。仮に指定することはない。
- ・ 西日本は、ありません。

◎時期指定日に年休の付与を認めると事業の正常な運営に妨げとなると判断される場合。

- ・ 東海は、年休順位制度を適用の上、一律に時季変更権を行使する。
- ・ 東日本は、一律に時季変更権を行使することはない。一次的には休日勤務により代替者を模索する等の勤務操配を行うが、「当該年休の申込事由」や「年休消化状況」及び「最近の勤務実績」等を総合的に勘案し、最終的に時季変更権を行使するものを決定している。
- ・ 西日本は、時季変更権を行使する。

◎2 暦日にわたる勤務の 2 日目に年休が申し込まれた場合

- ・ 東海は、2 暦日勤務を 1 日ずつの勤務に分解しないし、他の乗務員に同勤務を割り振る等しない。
- ・ 東日本は、2 暦日とも年休を時季指定するよう指導を行なっているが、例えば 2 暦日にわたる勤務を別の社員に割り当てる等、勤務の操配を行い対応している場合もある。
- ・ 西日本は、可能な限り、1 日目を日勤、公休又は特休とし、2 日目に年休を取得できるように配慮をおこなっている。

他の会社では、年休の申込みに対し、代替者の確保、勤務操配等の配慮をおこなった上で、それでも無理な場合に、時季変更権を行使している。